

恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月9日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第19号

恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	恵庭市税条例第24条の2第1項第2号の期間	名称	主たる事務所の所在地	恵庭市税条例第24条の2第1項第2号の期間
特定非営利活動法人まちづくりスポーツ恵み野	恵庭市恵み野里美2丁目15番地	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで	認定NPO法人まちづくりスポーツ恵み野	恵庭市恵み野里美2丁目15番地	令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表認定NPO法人まちづくりスポーツ恵み野の項恵庭市税条例第24条の2第1項第2号の期間の欄の改正は、令和7年7月1

日から施行する。